



平成25年7月8日

各 位

会 社 名 アイフル株式会社
代 表 名 代表取締役社長 福田 吉孝
(コード番号：8515 東証第1部)
問合わせ先 財 務 部 長 山内 郁雄
T E L 075-201-2010

株式分割、単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

アイフル株式会社（代表取締役：福田吉孝）は、本日（平成25年7月8日）開催の取締役会において、株式の分割、単元株式数の変更および定款の一部変更について、下記のとおり決議しましたのでお知らせいたします。

【記】

1. 株式の分割、単元株式数の変更および定款の一部変更の目的

平成19年11月27日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式1株を2株に分割するとともに、単元株式数を現行の50株から100株に変更いたします。
なお、本株式の分割および単元株式数の変更に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成25年9月30日を基準日として同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、1株につき2株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

平成25年3月31日時点の発行済株式総数を基準に計算すると次のとおりです。

① 株式分割前の発行済株式総数	:	240,933,918株
② 今回の分割により増加する株式数	:	240,933,918株
③ 株式分割後の発行済株式総数	:	481,867,836株
④ 株式分割後の発行可能株式総数	:	1,136,280,000株

(3) 分割の日程

① 基準日公告日	:	平成25年9月15日(日)
② 基準日	:	平成25年9月30日(月)
③ 効力発生日	:	平成25年10月1日(火)

3. 新株予約権行使価額の調整

本株式分割の実施に伴い、新株予約権の1株当たりの権利行使価額を株式分割の効力発生日である平成25年10月1日以降、次のとおり調整いたします。

	取締役会決議日	調整前行使価額	調整後行使価額
第4回新株予約権	平成22年6月7日	128円	64円
第5回新株予約権	平成25年4月26日	1,002円	501円

4. 単元株式数の変更について

(1) 単元株式数の変更の内容

上記「2. 株式分割の概要」に記載した効力発生日をもって、単元株式数を50株から100株に変更いたします。

(2) 変更の日程

効力発生日：平成25年10月1日（火）

（注）平成25年9月26日（木）をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位は50株から100株に変更されます。

5. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

上記の株式分割および単元株式数の変更に伴い、会社法第184条第2項および第191条の規定に基づく取締役会決議により、平成25年10月1日をもって、当社定款の一部を変更いたします。

(2) 変更の内容

- ① 株式分割の割合を勘案して当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第5条（発行可能株式総数）を変更いたします。
- ② 株式の分割と同時に単元株式数を100株とするため、現行定款第6条を変更いたします。
- ③ 第5条および第6条の変更の効力発生日を定めるため、附則を新設いたします。

（下線は変更箇所）

現行定款	変更後定款
第2章 株式 第5条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式数は、 <u>568,140,000株</u> とする。 第6条（単元株式数） 当社の単元株式数は、 <u>50株</u> とする。 （新設）	第2章 株式 第5条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式数は <u>1,136,280,000株</u> とする。 第6条（単元株式数） 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。 附則 <u>第5条および第6条の変更の効力発生日は平成25年10月1日とする。なお、本附則は効力発生後、削除する。</u>

以上